
プロジェクト **実務対応**

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

項目

一配当金を原資として自社株式を取得する場合の会計処理の検討一

寄せられたコメントの概要

1. 実務対応報告公開草案第 39 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「公開草案」という。）第 14 項(2)では、期末における総額法の適用に際して、「信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には企業において資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する」ものとされている。これは、信託における損益は最終的に従業員に帰属するため、総額法の適用において、将来精算されることになる仮勘定として資産又は負債に計上することとしたものである。これにより、信託が保有する株式に対する企業からの配当金の金額が信託に関する諸費用の金額よりも大きい場合には、仮勘定（以下では、例えば「預り金」勘定を使用するものと仮定する。）として負債に計上されることになる。
2. この点に関連して、信託が保有する株式に対する企業からの配当金の受取りなどにより生じた余剰金を原資として、信託にて企業の株式を取得する場合の具体的な処理について明示すべきとのコメントが寄せられた。

以下の議論は、配当金の受取りなどにより生じた余剰金を原資として取得した企業の株式を、確定した受給権に基づいて従業員に交付する株式に充当することを前提とする。

考えられる対応案

3. コメントへの対応案としては、次の 3 案が考えられる。

案 1：信託終了時まで預り金を計上し、信託終了時に精算する方法

案 2：信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式の金額を、当該期のポイントに関する費用から控除する方法

案 3：信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式について、「ポイントに関する費用の算定のための株価」をゼロと考える方法

対応案の分析

4. 「案1」は、信託による株式の取得の原資（配当金を原資とするか否か）は、従業員へのポイントの割当てに関する費用に影響を与えないとの考え方である。この場合、信託の終了時に残存する預り金が、信託による配当を原資とした株式の取得相当額分だけ超過することとなるため、超過分の利益が生じることとなる。
5. 「案2」及び「案3」は、最終的に従業員に帰属する信託の現金により株式を取得することにより、従業員に対する負債（預り金）が減少するとの考えに基づく。
6. その上で、「案2」は、当該余剰金で取得した株式の金額を、当該余剰金で株式を取得した期のポイントに関する費用から控除する方法である。この方法によると、追加取得した株式のポイントに関する費用は、信託で追加取得した株式の取得単価に基づくこととなる。
7. 「案3」は、信託における余剰金で株式を取得した場合、企業の追加負担が生じないことから、追加取得した株式の単価をゼロとして、「ポイントに関する費用の算定のための株価」を算定する方法である。この方法によると、追加取得した株式のポイントに関する費用は生じないこととなる。
8. 案1及び案2による場合、それぞれ(別紙)のような会計処理になると考えられる。

事務局案

9. 信託の現金により株式を取得することは、最終的に従業員に帰属する信託の余剰金を減少させることになるため、「案2」又は「案3」が適切と考えられる。「案1」によった場合、最終的に従業員に帰属する信託の余剰金が費消されているにもかかわらず、従業員に対する負債（預り金）が信託終了時まで存続することとなり、適切ではないと考えられる。
10. その上で、当該追加取得した株式に関する損益の配分の方法は「案2」、「案3」両方考えうるが、本実務対応報告では、信託が自社の株式を取得したときの株価を基礎としてポイントに関する費用を算定することを考えると、「案2」がより整合すると考えられ、「案2」を採用することとする。

以 上

(別紙)

[設例] 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引（拠出金に加えて配当金の受け取りにより発生した余剰金を原資として信託が市場から株式を取得するケース）

1. 前提条件

(1) 他益信託に関する前提条件

- ・A社（決算期3月末）は、委託者として、一定の要件を満たした当該企業の従業員を受益者、信託銀行を受託者とする信託契約（決算期3月末）に基づき、金銭125の他益信託の設定を行う（当該金銭は、交付される株式の取得に用いられる）。A社は、信託の変更をする権限を有しているものとする。
- ・単純化のため、信託の設定、運営の諸費用及び株式の取得時における付随費用は発生しないものとする。
- ・A社は株式給付規程を設定する。規定に基づき、従業員は受給権確定時に1ポイントあたり1株のA社株式を受け取ることができるものとする。

(2) X2年3月期に関する前提条件

- ・受託者は信託を通じて、時価125（1株当たり2.5）で、A社株式50株を市場から取得した。

(3) A社の配当支払時（X2年6月）

- ・A社は発行済株式1株当たり1の配当を支払う。配当を受け取る権利はX2年3月末で確定し、信託はX2年3月末時点で保有する株式50株に対して配当を受け取る。なお、便宜的に、ここでは信託が保有する株式に対する配当のみを会計処理上考慮する。

(4) 配当金を原資とした信託によるA社株式の市場からの購入時（X2年6月）

- ・受託者は信託を通じて、時価50（1株当たり2.5）で、A社株式20株を市場から取得する。

(5) A社による従業員へのポイント割当時（X2年9月）

- ・A社は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、従業員に70ポイントの株式給付に関する権利を割り当てる。なお、このポイントの割当てに関する費用はX3年3月期の会計期間全体で負担するものとする。

(6) 信託による従業員への自社の株式の交付時（X2年4月からX3年3月）

- ・受託者は、受給権の確定により、従業員に信託から70株の株式を交付する。

(7) A社の決算時（X3年3月）

A社の決算において、信託の財産をA社の個別財務諸表に計上する。

(8) 信託期間の終了時（X3年4月）

- ・信託期間はX3年4月1日で終了し、残余財産があれば従業員に残余財産の分配が行われるが、本設例では残余財産はない。

2. 会計処理（案1）

（他益信託の設定時、信託によるA社株式の市場からの購入時の仕訳は省略）
X2年3月期のA社の貸借対照表（関連項目のみ）

	自己株式	▲125
--	------	------

(3) A社の配当支払時（X2年6月）

信託が保有する株式に対する配当金の支払いを認識する。

その他利益剰余金	50	／	未払配当金	50
未払配当金	50	／	現金預金	50

(4) 信託によるA社株式の市場からの購入時（X2年6月）
（仕訳なし）

(5) A社による従業員へのポイント割当時（X2年9月）

福利厚生費	(*3) 175	／	引当金	175
-------	----------	---	-----	-----

(*3) 2.5/1株（信託による株式取得時の株価）×70株=175

(6) 信託による従業員への自社の株式の交付時（X2年4月からX3年3月）
（仕訳なし）

株式の交付に伴う引当金の取崩処理は、期末に一括して行うものとする。

(7) A社の決算時（X3年3月）

X3年3月期の信託の試算表

A社株式交付費用	175	／	信託元本	125
			受取配当金	50

信託の財産をA社の個別財務諸表に計上する。

（前期分の資産及び負債の計上の振戻し）

信託口	125	／	自己株式	125
-----	-----	---	------	-----

（当期分の計上）

A社株式交付費用	175	／	信託元本	125
			受取配当金	50

金銭の信託の元本は、A社で信託口として処理されているため、これを相殺する。

信託元本	125	/	信託口	125
------	-----	---	-----	-----

信託の損益は、従業員に帰属するため、負債に振り替える。便宜的に信託口を使用している。

受取配当金	50	/	信託口	50
-------	----	---	-----	----

A社においてポイントの割当てに関する費用計上はすでに行われているため、信託におけるA社株式交付費用を取り消し、A社株式に振り戻す。

A社株式	175	/	A社株式交付費用	175
------	-----	---	----------	-----

信託から従業員に対して株式の交付が行われた部分について引当金の取崩しを行う。

引当金	(*4) 175	/	A社株式	175
-----	----------	---	------	-----

(*4) X2年9月の費用引当額=175

X3年3月期のA社の貸借対照表（関連項目のみ）

信託口	50
その他利益剰余金	▲175

X3年3月期のA社の損益計算書（関連項目のみ）

福利厚生費	175
-------	-----

(11) 信託期間の終了時（X3年4月）

信託期間の終了時に、仮勘定である信託口を精算する。

信託口	50	/	利益	50
-----	----	---	----	----

3. 会計処理 (案2)

(1)から(6)までは、案1と同じ

(7) A社の決算時 (X3年3月)

X3年3月期の信託の試算表

		信託元本	125
A社株式交付費用	175	受取配当金	50

信託の財産をA社の個別財務諸表に計上する。

(前期分の資産及び負債の計上の振戻し)

信託口	125	自己株式	125
-----	-----	------	-----

(当期分の計上)

A社株式交付費用	175	信託元本	125
		受取配当金	50

金銭の信託の元本は、A社で信託口として処理されているため、これを相殺する。

信託元本	125	信託口	125
------	-----	-----	-----

信託の損益は、従業員に帰属するため、負債に振り替える。便宜的に信託口を使用している。

受取配当金	50	信託口	50
-------	----	-----	----

A社においてポイントの割当てに関する費用計上はすでに行われているため、信託におけるA社株式交付費用を取り消し、A社株式に振り戻す。

A社株式	175	A社株式交付費用	175
------	-----	----------	-----

信託から従業員に対して株式の交付が行われた部分について引当金の取崩しを行う。

引当金	175	A社株式	175
-----	-----	------	-----

信託口と当期のポイントの割当てに関する費用とを相殺する。

信託口	50	/	福利厚生費	50
-----	----	---	-------	----

X3年3月期のA社の貸借対照表（関連項目のみ）

	その他利益剰余金	▲125
--	----------	------

X3年3月期のA社の損益計算書（関連項目のみ）

福利厚生費	125
-------	-----

- (11) 信託期間の終了時（X3年4月）
（仕訳なし）

以 上